

○中野市行政改革推進委員会条例

平成17年4月1日条例第20号

中野市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の多様化に対応し、より効率的な行政の推進を図るため、中野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、中野市の行政改革の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募委員

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成30年10月30日から施行する。

令和 7 年度中野市行政改革推進委員会名簿

令和 7 年 5 月 15 日現在（有識者及び市職員 13 人以内）

	選出区分	職	氏 名	団体等
1	識見を有する者		ふじまき ひろゆき 藤 牧 浩幸	中野市区長会 理事
2	〃		せき じゅんこ 関 純子	中野市ボランティア連絡協議会 理事
3	〃		なみきり なるこ 波 切 成子	中野市保健補導員会
4	〃		たかはし もとまさ 高 橋 資昌	(株)八十二銀行中野支店 支店長
5	〃		あぜがみ ちゅうじ 畔上 忠治	中野市シニアクラブ連合会 会長
6	〃		こばやし きよもと 小林 清 素	信州中野商工会議所 総務委員長
7	〃		わたなべ てるこ 渡 辺 輝子	長野県農村生活マイスター下高井支部 支部長
8	〃	副会長	ひらの まさたか 平野 正隆	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会 会長
9	〃		ないとう あきら 内藤 陽	長野県立大学 グローバルマネジメント学部 講師
10	公募委員		すのはら かずゆき 春原 一幸	公募
11	〃		さとう りょうた 佐藤 棕 太	公募
12	〃		やまさき ひろし 山 崎 博史	公募
13	市職員		まるやま たかこ 丸山 貴子	中野市職員労働組合副執行委員長

注) 任期は、令和 6 年 10 月 30 日から令和 8 年 10 月 29 日まで